

会 議 錄

会議の名称	指定管理者選定委員会（第61回）		
事務局	企画財政部 企画政策課 企画政策係		
開催日時	令和7年11月13日（木）午後6時00分～午後8時23分		
開催場所	小金井市役所本庁舎3階第一会議室		
出席者	出席委員 3人 副委員長 本多龍雄 委員 委員 植田哲 委員 宮岡秀峰 委員 欠席委員 2人 佐藤直人 委員長 矢板ゆき江 委員		
	指定管理者 候補者団体 社会福祉法人 まりも会 3人 社会福祉法人 雲柱社 4人		
	担当課 福祉保健部長 高橋正恵 自立生活支援課障害福祉係長 森谷知之 自立生活支援課障害福祉係主事 木村亜由美		
	事務局 企画政策課長 廣田豊之 企画政策課企画政策係長 前坂悟史 企画政策課企画政策係主任 兼堀義信 公共施設マネジメント推進担当課長 郷古陸		
傍聴の可否	可	一部不可	不可
会議次第	1 開会 2 小金井市障害者福祉センターの指定管理者の候補者の選定について 3 小金井市児童発達支援センターの指定管理者の候補者の選定について 4 その他 5 閉会		
会議結果	別紙会議録のとおり		

第61回小金井市指定管理者選定委員会

日 時 令和7年11月13日（木）午後6時00分～午後8時23分

場 所 小金井市役所本庁舎3階第一会議室

出席委員 3人

副委員長 本多龍雄 委員

植田哲 委員

宮岡秀峰 委員

欠席委員 2人

委員長 佐藤直人 委員

矢板ゆき江 委員

指定管理者候補者団体

社会福祉法人 まりも会 4人

社会福祉法人 雲柱社 3人

担当課職員

福祉保健部長 高橋正恵

自立生活支援課障害福祉係長 森谷知之

自立生活支援課障害福祉係主任 木村亜由美

事務局職員

企画政策課長 廣田豊之

企画政策課企画政策係長 前坂悟史

企画政策課企画政策係主任 兼堀義信

公共施設マネジメント推進担当課長 郷古陸

(午後6時00分開会)

◎委員 それでは、ただいまから第61回小金井市指定管理者選定委員会を開催いたします。本日は、委員長不在のため、私が代理として進行いたしますのでよろしくお願いいたします。

なお、定足数につきましては、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第11条第2項に、半数以上で成立することと定められております。本日は5人中3人の出席でございますので、会議は成立していることを御報告申し上げます。

本日は、次第にもありますように2件の審査を行う予定でございます。

本日の進め方について、事務局より説明をお願いいたします。

◎廣田企画政策課長 それでは、進行等について説明させていただきます。

本日は、小金井市障害者福祉センター及び小金井市児童発達支援センターの指定管理者の候補者について、公募によらない選定という形で選定いただきたいと考えております。

まず、初めに資料を確認させていただきます。事前に委員の皆様に送付し、本日御持参いただいている資料としまして、次第、審査資料一式でございます。資料の不足等はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

◎廣田企画政策課長 続きまして、公募によらない選定について、前々回の委員会でも行いましたが、改めて簡単に説明いたします。

指定管理者候補者の選定につきましては、条例第2条に示すとおり、原則公募にて選定しておりますが、条例第5条に該当する場合は指定管理者候補者を公募によらず選定ができると規定しております。

その条件としましては、条例第4条の各号に掲げる基準を満たすもので、当該公の施設の性格、事業内容、規模等により、その管理を行わせることにより設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができると認める団体であることが必要になります。

さらには、公募によらない選定においては、その選定理由が条例施行規則第6条に規定されており、ここに掲げる理由に該当する必要があります。

今回は、条例及び条例施行規則に規定された内容に該当することから、公募によらない選定を行いたいと考えております。

なお、公募によらない選定の場合においては、審査の結果、その団体に特に問題がなければ、その団体を指定管理者候補者として選定することとなるため、開催回数としては1回となります。

審議の進め方でございますが、本日は2つの案件がございますので、最初の15分程度で担当課及び団体より簡潔に施設概要、事業計画書等の説明をいただき、次の20分程度で質疑応答を行います。その後、団体には御退席いただき、最後の10分程度でその団体が指定管理者候補者として適切であるか等を御審議いただき、意見等があれば付して答申をいただきたいと考えております。1案件当たり45分程度の審議時間としたいと考えております。

◎委員 事務局より説明がありました。御質問等はありますでしょうか。

ないようですので、事務局より説明のあった進め方で審議を行います。

本日、市長から審議に当たりまして諮問書が提出されておりますので、諮問をお願いいたします。

ます。

◎廣田企画政策課長 それでは、本日、市長から審議に当たりまして、2つの案件について諮問書が提出されております。委員長不在のため、代理として副委員長及び諮問をされる方は前のほうまでお越しください。

◎高橋福祉保健部長 福祉保健部長の高橋と申します。本来でございましたら直接市長から諮問させていただくところではございますけれども、本日は市長に代わりまして私のほうから諮問させていただきたいと思いますので、御了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

小企企発第219号
令和7年11月13日

小金井市指定管理者選定委員会

委員長 佐藤 直人 様

小金井市長 白井 亨

諮 問 書

小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第16条の規定に基づき、別添資料のとおり、下記の事項を諮問します。

記

1 令和7年度諮問第4号

小金井市障害者福祉センターの指定管理者の候補者の選定について

(1) 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

名 称 小金井市障害者福祉センター

所在地 小金井市緑町四丁目17番10号

(2) 指定管理者の候補者団体の名称

所在地 東京都小平市上水南町4-7-45

団体名 社会福祉法人 まりも会

代表者氏名 理事長 中野 公広

(3) 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

2 令和7年度諮問第5号

小金井市児童発達支援センターの指定管理者の候補者の選定について

(1) 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

名 称 小金井市児童発達支援センター

所在地 東京都小金井市梶野町一丁目2番3号

(2) 指定管理者の候補者団体の名称

所在地 東京都世田谷区上北沢3-8-19

団体名 社会福祉法人 雲柱社

代表者氏名 理事長 小磯 満

(3) 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

御審議のほどよろしく申し上げます。

◎委員 ただいま2件の諮問を受けました。それでは、順番に審議に入ります。

次第2、小金井市障害者福祉センターの指定管理者の候補者の選定についてを議題とします。

本件につきまして、説明のため、担当課及び団体の方にお集まりいただいております。それでは、団体の方をお呼びください。

(団体 入室)

◎委員 それでは、担当課のほうから順番に簡単な自己紹介をお願いいたします。

(自己紹介)

◎委員 ありがとうございました。

それでは、施設の概要及び事業計画書等につきまして、15分程度で説明していただきたいと思います。最初に、担当課より説明をお願いいたします。

◎森谷自立生活支援課障害福祉係長 本来でしたら自立生活支援課長の天野が御説明を行うべきところではございますが、急な都合によって本日出席がかないませんでしたので、私が代わって御説明させていただきます。

それでは、施設の概要につきまして御説明をいたします。

管理を行わせる公の施設の名称は小金井市障害者福祉センター、所在地は小金井市緑町四丁目17番10号でございます。

当該施設の開設年月日は平成5年10月1日、開設当初から社会福祉法人まりも会に運営を委託し、平成18年に指定管理者制度を導入したことに伴い、同年4月1日から同法人を指定管理者として指定したところでございます。

その後、令和3年3月31日に3期目が満了することに伴い、指定管理者制度の趣旨に基づき公募による選定を行ったところですが、最終的にほかの応募者ではなく、1者による選定審査の結果、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、引き続きまりも会を指定管理者に指定しているところでございます。

今回御審議いただく指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

次に、建物の概要でございます。敷地面積は2,161.01m²、コンクリート造2階建で、延べ床面積は1,484.23m²でございます。

指定管理者が行う業務の範囲につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する生活介護、同法に規定する自立訓練、医療・生活等の相談及び指

導に関する業務、小金井市地域生活支援事業の実施に関する規則に規定する日中一時支援事業、入浴サービス事業、緊急一時保護事業、給食サービス事業、講座・講習会の開催に関する事業、小金井市障害者地域自立生活支援センターとの連携業務に関すること、送迎サービス、社会適応訓練室等の施設の利用に関すること、福祉避難所に関すること、自動販売機の設置に関すること、その他市長が必要と認める事業に関することとなっております。

続いて、法人の概要でございます。法人の名称は、社会福祉法人まりも会、所在地は東京都小平市上水南町4丁目7番45号でございます。

設立は昭和37年10月6日、基本財産55億4,565万7,994円、資産の総額69億2,888万7,954円。

設立目的は、「多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、定款に掲げる社会福祉事業を行う」となってございます。

同法人が実施する主な事業といたしましては、障害福祉分野では、施設入所支援、生活介護、共同生活援助、機能訓練、短期入所、相談支援を行っています。また、その他の分野として、介護・高齢者分野の事業では特別養護老人ホーム、デイサービス、居宅介護相談支援、生活保護分野では救護施設の運営を行っています。

最後に、公募によらない理由についてでございます。社会福祉法人まりも会は、福祉事業における幅広い実績を持っており、小金井市障害者福祉センターの管理運営に関しては、運営委託の期間も含め開設以来32年の実績があり、指定管理におきましても4期20年にわたる安全で安定的な運営実績がございます。

毎年第三者評価を実施しており、評価者の評価、利用者アンケートの結果はともに良好でございます。さらに、障がい者団体代表、地域の代表、利用者代表、センターファミリー会代表及び学識経験者等で構成する運営協議会委員へのアンケート結果においても、「どちらとも言えない」という回答や無回答を除く7名のうち6名が「大変満足である」、または「満足である」という回答でございます。

これらのことから、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条及び同条例施行規則第6条第3項の規定により、公募によらない選定としたところでございます。

担当課からの説明は以上です。

◎委員 ありがとうございました。

続いて、団体から説明等がありましたらお願ひいたします。

◎社会福祉法人まりも会 それでは、事業計画書のほうから説明させていただきます。

まず、1番の団体についてです。社会福祉法人まりも会は、東京都小平市を拠点に、高齢者、障がい者、生活困窮者を対象とした福祉サービスを提供しています。1960年に私立障害者施設東京久留米園として創設され、この2年後に法人格を取得しました。以来、60年以上に

わたって地域福祉の発展に努めてきました。

法人理念は、ヒューマニズムと専門性を重視した福祉の実践です。利用者一人一人の尊厳と意思を尊重し、地域とのつながりを大切にしながら、安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

事業内容は、生活困窮者を対象とした救護施設くるめ園、高齢者向けの特別養護老人ホームまりも園、障がい者向けの清瀬療護園と清瀬喜望園、また地域生活の拠点としてグループホームカーサマリモ、そして小金井市障害者福祉センターを運営しております。

なお、小金井市障害者福祉センターは、平成18年4月1日より小金井市から指定管理を受け、現在に至っております。

続きまして、事業計画書2ページ目の管理運営基本方針です。障害者福祉センターは、小金井市の指定管理施設として地域福祉の中核を担い、持続可能で質の高い支援を目指します。地域共生社会の実現に向け、障がい者支援では尊厳と意思決定を尊重し、他分野とも連携を強化します。

また、経済情勢の変化に対応しつつ、予算の最適化と市との連携で財政面を見直します。

職員の専門性向上や、雇用環境の整備、安全・衛生・災害対応の強化にも取り組みます。

今後もP D C Aサイクルを活用し、利用者の声を反映した透明性のある運営で信頼される施設づくりを進めます。

続きまして、(1)の小金井市障害者福祉センターの管理運営についてです。

①障害者福祉センターは、小金井市の基本理念とそれに基づいた基本目標を十分に踏まえ、管理運営を行います。

②障害者福祉センターは、小金井市と市民の信頼に応えるため、法令遵守の体制を整え、適切に運営します。

③障害者福祉センターは、公的施設としての責務を果たし、障がいの程度に関わらず誰もが自分らしく暮らせるよう機能と人材を生かしたサービス提供に努めます。

④障害者福祉センターとして、生活介護・自立訓練を中心とした多様な事業を通じて小金井市民のニーズに応えます。

⑤障害者福祉センターは、社会的役割を果たし、地域連携を通じて社会・地域に貢献する開かれた施設運営を行います。

⑥障害者福祉センターは、福祉サービスの向上を図るため、東京都福祉サービス第三者評価を受審し、その評価結果を公開します。

⑦障害者福祉センターは、公的施設としての責務を果たしながら、社会福祉法人サービスの特性をいかし、市民サービスと福祉サービスの向上に努めます。

続きまして、3番の管理運営方法です。

(1)利用者が利用しやすい施設運営の考え方の①です。障害者福祉センターでは、運営の客観性を確保するため、障がい当事者や市民など多様な立場のメンバーで構成される運営協議会を

設置し、定期的に協議を行います。

②定期的に懇談会を開催し、意見を聴取する機会を設けます。

③障害者福祉センターでは、第三者委員制度を導入し、利用者家族の苦情・要望に対応する仕組みを整えます。委員は、利用者代表や学識経験者などで構成され、毎月センターを訪問し、利用者の意見を聞き、管理者と意見交換を行います。

続きまして、(2)サービス向上の方策です。

①障害者福祉センターでは、人材育成において、職員同士が助け合い、学び合える職場環境づくりを重視し、自律的な学習文化の醸成を図っています。職員の働きがいや定着を促進するため、資格取得支援などの施策も充実させています。研修は、経験や職務に応じて体系化し、さらに外部研修の活用や定期的な振り返りを通じてサービスの質の向上と職員の専門性、意欲の向上を目指し、利用者にとって安心できる支援体制の確保に努めます。

②障害者福祉センターでは、福祉サービスの質と信頼性向上を目的に、平成15年度から毎年東京都福祉サービス第三者評価を受審し、適宜運営の見直しを行っています。評価結果は、職員だけでなく御家族にも共有し、施設の透明性と地域での信頼性向上に努めます。

(3)事業内容です。こちらは、重点的なところだけ説明させていただきます。

①生活介護です。生活介護では、常時支援が必要な方が安心して日中を過ごせるよう支援を行います。また、サービス管理責任者を中心に生活支援員や看護師などを適切に配置し、外部機関と連携しながら多様なニーズに対応するとともに、定期的な支援計画の見直しや職員研修を通じて支援の質の向上に努めます。なお、市のセーフティーネットとしての役割を果たすため、重度の知的障がい者や医療的ケアが必要な方にも対応できる体制を整えます。

②の自立訓練は、利用者の身体機能の維持・向上によって生活の質を高めることを目的とします。理学療法士、言語聴覚士、作業療法士を配置し、各療法士による定期的な評価に基づき支援計画を適宜見直し、サービスの向上に努めます。

③の講座講習と④施設貸出は記載のとおりです。

⑤の緊急一時保護事業です。緊急一時保護事業は、地域の心身障がい者の安全と尊厳を守ることを最優先に、必要な介護や生活支援を提供し、心身の安定を図ります。そのためにも、緊急時対応を行う職員を適宜配置し、即応体制を整えます。

⑥の日中一時支援事業は、心身障がい者を対象に、日中における一時的な支援の場を提供することを通じ、安全安心な居場所の確保や家族等の介護負担の軽減、社会参加と自立支援の促進を目指します。

⑦の入浴サービスです。入浴サービスは、家庭において入浴が困難な障がい者に対し、専門職による入浴支援を通じて障がい者御自身の生活の質の向上と家族等の負担の軽減を図ります。

⑧の配食サービスと⑨の自主訓練は記載のとおりです。

◎社会福祉法人まりも会 同じく8ページ、(4)利用者等の要望の把握及び実現策についてです。

利用者支援において、個別支援計画は、利用者一人一人の生活状況、障がい特性、支援ニ

ズを多面的に捉えるアセスメントから始まります。御本人や御家族、関係支援者への丁寧なヒアリング、監査記録を基に現状を的確に把握し、生活面、社会生活、健康管理等に関する支援目標を短期・中期・長期の視点で設定いたします。

目標達成に向けては、具体的な支援内容や支援頻度、役割分担を明記し、医療、福祉、教育などの関係機関との連携体制を整えてまいります。作成した計画は文章化し、御本人、御家族、職員間で共有し、誰にとっても分かりやすい表記を心がけてまいります。また、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画に対しては、利用者自らの意思で主体的に歩めるよう必要な情報を丁寧に提供しています。

続きまして、9ページ、(5)事故防止と対処方法についてです。

利用者支援部門及び医療管理部門が連携し、対応マニュアルを整備することで、職員が迅速かつ的確に対応できる体制を構築していきたいと考えております。事故の予兆となる事象はヒヤリ・ハット報告として職員間で共有し、分析・検討を行うことで未然防止と重大事故の回避に努めてまいります。

また、緊急対応力の向上を目的に、全職員を対象にBLS（一次救命処置）研修を実施しております。これにより、心肺停止や呼吸停止などの事態に対して、専門器具がなくても救命処置が行えるよう訓練を重ねております。加えて、急病や事故発生時に備え、近隣医療機関との連携体制も明確にしてまいります。

事故再発防止に向けては、業務遂行における注意義務の徹底と、ヒヤリ・ハット報告から抽出されたリスクへの早期対応を促す研修を定期的に実施してまいります。事故発生時には、速やかな報告及び原因分析を行い、必要な改善策を組織的に講じる体制を整えたいと考えております。そして、施設内の整備や環境についても定期的な点検整備を行い、利用者の皆様が安心して生活できる環境づくりに努めてまいります。

続きまして、10ページ、(6)災害対策についてです。

障害者福祉センターは、小金井市地域防災計画に基づき、大規模災害発生時には福祉避難所として役割を担うこととなっております。具体的には、小金井市地域防災計画に基づいた消防計画を策定し、センター内において定期的に消火訓練や避難訓練を行うことで実践的な対応力の向上に努めてまいります。

また、福祉避難所開設時は、特に対応困難な要配慮者を受け入れ、介護や生活支援を包括的に提供できる体制を整えてまいります。

また、地域福祉の拠点として、平時から行政や地域住民、関係機関との連携を図り、災害発生時に迅速かつ的確な避難支援が行えるよう、日頃からの取組を大切にしてまいります。

(7)感染症対策についてです。

障害者福祉センターでは、利用者の皆様が安心して通所できるよう、衛生管理から緊急対応まで幅広い対策を講じております。

衛生管理では、手洗い・消毒の習慣化、咳エチケットの周知、マスクなどの予防品の活用を

促しております。

環境整備としては、定期的な換気、室内の清掃、消毒の強化、消毒液や空気清浄機などの衛生設備を整えております。

健康管理では、職員・利用者の体調管理を日々行い、体調不良時の対応ルールを整備し、健康記録の管理を年間通して徹底していきたいと考えております。

万が一感染症が発生した場合は、速やかな連絡体制の確保、一時的な隔離スペースの準備、対応マニュアルの整備と職員への周知を行い、迅速な対応が可能な体制を整えていきます。

職員教育として、感染症対策に関する研修を定期的に実施し、職員一人一人の意識向上を図っていきます。

利用者への配慮としては、障がい特性に応じた柔軟な対応を心がけ、分かりやすい掲示や説明の工夫を行ってまいります。

最後に、外部への対応として、来訪者の健康確認を行い、行事やイベントにおいても感染症対策を十分に配慮した運営を心がけてまいります。

◎社会福祉法人まりも会 最後に、(8)の職員配置、管理体制につきましては、記載のとおりとなっております。

◎委員 丁寧な説明ありがとうございました。

それでは、これから施設の概要、また提出されております事業計画書等につきまして、各委員から質疑を受けていきたいと思います。

その前に、私のほうから総合的に3点質問をさせていただきます。

1点目ですが、申請に当たりまして、役員の中に、市長、副市長、教育長、議員等本人または配偶者及び2親等以内の親族がいない旨の誓約書を提出していただいておりますが、このことに間違いはございませんか。

◎社会福祉法人まりも会 間違いございません。

◎委員 ありがとうございます。

2点目ですが、指定管理者の指定手続等に関する条例では、指定管理者の指定は公募によるとされておりますが、公募によらない選定の規定もございます。先ほど公募しないことの説明はされたかと思いますが、再度小金井市障害者福祉センターの指定管理者候補者の選定に当たり公募によらない選定にした理由についての説明を簡潔に担当課のほうからお願ひします。

◎森谷自立生活支援課障害福祉係長 公募によらない選定とした理由でございますが、小金井市公の施設の指定管理者の指定手續等に関する条例第5条では、当該公の施設の性格、事業内容、規模等により、その管理を行わせることにより設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができると認める団体があるときは、当該団体を指定管理者の候補者として選定することができると規定しております。

本規定に基づき公募によらない選定ができる場合として、同条例施行規則第6条第3項に、現にその管理を行い、または指定管理を行っている公の施設にあっては、当該公の施設を管理

している者が引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した事業活動及び事業効果が相当程度期待できる場合と規定してございます。まりも会による当該施設のこれまでの管理実績や、それに対する第三者評価及び利用者の声等から、条例施行規則第6条第3項に該当すると判断したものでございます。

◎委員 ありがとうございます。

それでは、3点目ですが、重大な事故または不祥事に関する報告書を御提出いただき、3件が報告されておりますが、これらの内容についても間違いはございませんか。

◎社会福祉法人まりも会 はい。間違いございません。

◎委員 事案の詳細にあるとおり、3件とも改善しているという認識でよろしいでしょうか。

◎社会福祉法人まりも会 はい。改善しております。

◎委員 ありがとうございます。

それでは、各委員からの質疑を行います。よろしくお願ひします。

◎委員 フィードバックレポートという第三者評価結果報告書を頂いているのですけれども、全体講評では、いい感じになってきました、進捗会議が機能し始めました、看護師2名に支援員が信頼を寄せています、来年度、着任予定の副所長の活躍が楽しみですといったことがあるのですけれども、課題の中に、職員の言葉遣いが丁寧ですかというところの満足度がダウンくなっているのですが、この点についてはどのように改善されているかを教えていただけますか。

◎社会福祉法人まりも会 言葉遣いの件ですけれども、職員のほうに虐待防止アンケートというものを定期的に実施しまして、そこで出てきたものを表にして職員に配付するという形を取っています。また、運営会議というのがあるのですが、そちらで管理職を対象に事例の情報共有をして、監視の目というわけではないのですが、虐待の芽を言葉遣いのところから摘んでいくという対策を行っております。それを行っていても、ささいな部分というのはどうしても出てきてしまうので、そのような場合には職員を特定し、個別面談という形で大きな虐待につながらないような対応をしております。

また、保護者への対応では、御家族の御希望、御要望というのが非常に多くあります、その1つ1つに応えている間に、どうしても後に回ってしまった人からは更に回答が遅いという形で御意見を頂戴するというような事例があります。いろいろな要望が来たときにはなるべく同時に対応できるような体制を整えているところです。

◎委員 言葉遣いというのは、例えば、誰に対してもさん付けをしっかりとすることや、明るく接するといったことを朝礼で行っていたりするのですか。

◎社会福祉法人まりも会 朝礼では行っていないのですが、委員会がありまして、そこで共有化して、委員に発信してもらうという形を取っているところです。あまりにも顕著なものが出たときには、朝礼でこういうことがありましたので気をつけてくださいというような情報共有をすることもあります。頻繁しているかというと、そうではありません。

◎委員 例えば、貼り紙を目につくところに貼るということはやられているのですか。

◎社会福祉法人まりも会 それは行っています。

◎委員 もう一つ質問ですけれども、備品管理のところで、いろいろな備品があるのですが、タブレット端末が幾つかあると思います。このようなものは画像が撮れると思うのですが、よくあるのがカメラで園の行事を撮って日誌に使うというのがあると思うのですが、職員にカメラを預けていると、不適切な画像を撮って、それを自宅でパソコンに保存して、問題ない状態にして、返却するみたいなリスクがあると思います。そのようなニュースもあったかと思うのですけれども、そもそもタブレット端末を貸すときや返すときには管理簿で管理し、理想としては撮った瞬間に自動的に共有サーバーに保管されるような仕組みがあるということや共有サーバーにはUSBが使用できないなど、管理体制はどのようなことをされていますでしょうか。

◎社会福祉法人まりも会 まず、タブレット端末につきましては、朝に鍵のかかったロッカーから出して、誰が持ち出したかという貸出簿を設け、夕方戻ってきたときに、全部戻っているか確認し、鍵のかかるロッカーに保管しております。

写真については、タブレット端末で撮るということだけを行っていまして、撮った写真を確認する専門の職員がおりまして、画像データについては全部サーバーに移しております。そうしないとタブレット端末の容量を消費してしまうということもあるので、撮った写真については全部サーバーで管理しておりますので、持ち出しはないと考えます。

USBにつきましては、パソコンに接続しての使用は禁止しております。持ち出しも今のところ確認はされていません。

◎委員 USBは、パソコンに差しても反応しないような仕組みになっていますか。

◎社会福祉法人まりも会 反応するようにはなっているのですけど、基本的に使用は禁止しております。

◎委員 施設のタブレット端末だけではなく、個人の携帯電話が抜け道になりがちですけど、どのようにされていますか。金融機関などでは、職場に携帯電話の持込みができずに、ロッカーで保管し、透明の袋にお財布などの問題のないもののみを持ちこめて、しかも警備員に見せるといった、個人データが取れないような職場になっているところもあります。どこまで携帯電話の管理をされているのでしょうか。

◎社会福祉法人まりも会 そこまで行っておりませんが、基本的には写真の撮影は禁止しているというところと、業務中の携帯電話の使用は禁止というところです。

◎委員 そこまでやるのは現実的には難しいですかね。

できることはやられているという認識でよろしいですか。

◎社会福祉法人まりも会 はい。

◎委員 分かりました。

◎委員 重大事故のところがどうしても気になってしまうのですけれども、2点ございまして、いろいろなことを書いていただいているが、これが事業所、あるいは法人全体としてどの程度の範囲で共有されているのかというところが1点目です。

再発防止のところ、研修やいろいろな対応をされているところだと思うのですけれども、再発防止という観点と、該当者に対する処分というところもあるかと思うのですが、処分という意味ではどうなっているのか、あるいはどのようなルールになったというところを教えていただければと思います。

◎社会福祉法人まりも会 まず、1点目の事業所、法人全体の共有に至りましては、法人事務局と各拠点区分、6拠点区分事業所があるので、施設長、副施設長、管理者が集合しまして経営会議というものを月2回行っております。その中で、このような重大な案件につきましては情報共有を図った上で、現場に持ち帰ってもらった上で、現場でも情報共有を行うことにより、そういったことは絶対に起こさないようにというところの周知を図っているところがまず1点となっております。

それ以外のところで、本当に恥ずかしながらこのような重大な事故が起きてしまっているのですけれども、ほかの施設が自分事として捉えることができていなかったというところで、5年の中で3回も大きい事故が発生てしまっているというところになっております。方針といたしましては、御利用者第一義とする支援体制を構築していくということを中長期計画で目指しているところとなっております。

主に行っている取組といたしましては、2か月に1回事例検討及び研究発表会というものを設けております。各施設で起きた事故の内容の報告から、まず事実、5W1Hの細やかな内容のほうを確認した後に要因を追求する、その要因をしっかりと明瞭化した上で再発防止に努めるというところの情報共有であり、互いの施設が研さんし合えるような仕組みのほうは設けているところとなっております。

それ以外にも、2か月に1回、医療安全管理体制を構築していくことを目的に、外部の有識者に参画をしてもらい、事故の分析、対策内容の再検証などを行う機会も設けさせていただいているところとなっております。こちらが、1点目の情報共有の返答とさせていただきます。

もう1点の再発防止、あと担当者の処分の流れというところに至りましては、まず虐待の疑義が発生した段階で、介護施設従事者においては市に対する公益通報の義務が課されているというところがありますので、確実に市のほうへ報告するというところになっております。現場では、どうしても報告・相談が来ることがありますので、そういったことでも、市のほうに情報はしっかりと提供するという共有化を図るというところをさせていただいております。

処分の流れにつきましては、法人のほうにコンプライアンス委員会を設けておりますので、その中で処遇が決定していくという流れとなっております。

◎委員 ありがとうございます。

◎委員 それでは、職員体制の関係で、常勤・非常勤という形でおられると思うのですけど、円滑に人材を確保できているのかどうか、その辺りの現状はどうですか。

◎社会福祉法人まりも会 法人全体の職員配置ですかね。

◎委員 はい。

◎社会福祉法人まりも会 今、社会の流れにおきまして、本当に人材が不足しているというところは否めない状況になっております。当法人におきましては、採用プロジェクトチームというものを前年度立ち上げさせていただいております。

採用プロジェクトの内容につきましては、インターネット媒体を使った受入れというところはもちろんあるのですけれども、それ以外で検討している内容については、東京ではなく地方の学校と結びついて、新卒者を採用していくような流れをつくっていくために、引っ越しの手当の制度を設けるというところを見いだしております。

近隣の大学からの実習生の受入れも積極的に行い、学生の方々がボランティアで体験をして、そこから実際入職してというところで、新卒者を採用できるような仕組みはできる限り努めているというところとなっております。

人材配置の定着というところが、やはり一番課題になっているところです。大きい3つの重大事故が発生しているというところから、どうしても人材が退職に至ってしまったというところがありましたので、大きい事故というものは絶対に起こさないために、法人がしっかりと管理・管轄を全拠点区分に対して行っていくというところの仕組みを今構築しております。

◎委員 採用プロジェクトでの効果は出ているということですか。

◎社会福祉法人まりも会 そうですね。効果は出ております。

◎委員 ありがとうございます。

◎委員 役員名簿ですけれども、上から理事長、理事と並んでいまして、年齢を見ると理事長と同じ年代の方が多いのですが、選ぶ基準はあるのでしょうか。

◎社会福祉法人まりも会 内部理事が上記3名になっておりまして、それ以下が外部の理事となっております。有識者をできる限り設けていきたいというところにはなっております。例えば [REDACTED] という者がおりますが、こちらは評議員であった者でした。そこから理事に参画していただいたという経緯ですが、実績をもとに理事会で承認を得てというところでございます。

◎委員 監事の2名の方はどのような形でしょうか。例えば片方は管理面が得意の方や行政のO Bの方、もう1人は例えば会計士や弁理士、弁護士など、この2人の組合せはどのようになっているのでしょうか。

◎社会福祉法人まりも会 1名が運営管理の担当となっておりまして、もう1名が会計のほうを担当しているという形となっております。

◎委員 住所を見ると遠いような気がするのですが、来られているのですか。

◎社会福祉法人まりも会 この方は毎回来てくださっております。

◎委員 分かりました。

◎委員 それでは、私のほうからもう一つ質問です。業務委託の関係ですけれども、指定管理者に選ぶに当たり、業務の委託を市内事業者にある程度配慮されているのか、実際、シルバー人材センターなどに委託されていますけれども、その辺りの配慮はあるのでしょうか。

◎社会福祉法人まりも会 基本的になるべく小金井市で業務委託を行うようにしております、

委託をするに当たって対応できない業務に関しては小金井市以外のところに依頼しております。

◎委員 分かりました。

◎委員 本質的な質問ではなくて申し訳ないのですけれども、一番直近の令和6年度の決算報告書を見ると、資金収支計算書の形式は、勘定科目、予算、決算と差異があるのであって、その右側の備考欄が抜けています。ソフトによってはこのような決算書も見るのであって、本當は右側に備考欄がなくてはいけない。予算と決算の差がそこまで高くないから、おそらくブランクが多いかと思いますが、直したほうがいいかと思います。

あとは、計算書類に対する注記も、引当金の計上基準で徴収不能引当金は書いていないと思うのですが、徴収不能引当金の説明が本當は必要です。なぜ徴収不能引当金を書かなければならぬかというと、10番の債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高というところで徴収不能引当金という言葉が出てくるのですけど、いきなりこの言葉だけ出てきても説明がないから、引当金の計上基準に書かなければならぬのです。

9番の有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高の各拠点区分決算報告書を見てくださいとはしているのですけど、金額を書いたほうが良いかと思います。

16番も拠点参照となっていますが、法人は法人で書くべきかとは思います。

形式面だけ少しお伝えしました。

◎社会福祉法人まりも会 貴重な御意見をありがとうございます。

◎委員 よろしいですか。

それでは、以上で小金井市障害者福祉センターに係る関係者からの説明、質疑を終了いたします。

ここで、団体の方は御退席になります。ありがとうございます。

◎社会福祉法人まりも会 ありがとうございました。失礼いたします。

(団体 退席)

◎委員 なお、担当部局につきましては、審査に当たり質疑等があるかもしれませんので、このままお残りください。

それでは、これから小金井市障害者福祉センターの指定管理者候補者として社会福祉法人まりも会を選定することについて、当委員会として審議を行っていきます。御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。

なお、当委員会のまとめ方としては、社会福祉法人まりも会が指定管理者候補者として適切であるかを審議し、委員会として何か意見があればその意見を付して市長に答申することになりますので、よろしくお願ひいたします。

御意見等はよろしいでしょうか。それでは、一旦休憩を入れたいと思います。

(休 憇)

◎委員 再開します。

それでは、小金井市障害者福祉センターの指定管理者候補者の選定につきまして、当委員会

としては意見をつけて指定管理者候補者として選定するということでまとめたいと思いますが、意見につきましては、事務局でまとめましたので、説明をお願いします。

◎廣田企画政策課長 御協議いただきました意見につきまして、文案を報告させていただきます。

意見としまして、法人における事故等の再発防止に向け、コンプライアンスの強化の具体的な取組に努めていただきたい。以上の1点という形でございます。

◎委員 ただいまの事務局から説明された文案のとおり、意見を付して社会福祉法人まりも会を指定管理者候補者として選定するということでまとめたいと思いますが、異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員 御異議なしと認めます。したがって、本件につきましては、ただいま申し上げましたとおり答申することと決定しました。

次に、次第3、小金井市児童発達支援センターの指定管理者の候補者の選定についてを議題とします。

本件につきまして、説明のため、担当課と団体の方にお集まりいただいております。それでは、団体の方をお呼びください。

(団体 入室)

◎委員 それでは、早速ですが、団体の方の自己紹介を簡単にお願いします。

(自己紹介)

◎委員 それでは、施設の概要及び事業計画書等につきまして、15分程度で説明していただきたいと思います。最初に、担当課より説明をお願いいたします。

◎森谷自立生活支援課障害福祉係長 施設の概要等につきまして御説明いたします。

管理を行わせる公の施設の名称は小金井市児童発達支援センター、所在地は小金井市梶野町一丁目2番3号でございます。こちらの施設は、市民公募により愛称を募集し、きらりという愛称がついておりますので、説明におきましてもきらりと呼ばせていただきます。

当該施設の開設年月日は平成25年10月1日、開設当初から社会福祉法人雲柱社に運営を委託し、平成28年に指定管理者制度を導入したことに伴い、同年4月1日から5年間の指定期間で同法人を指定管理者として指定、令和3年3月31日に第1期目の指定管理が満了したところですが、第三者評価の結果や利用者の意見等を踏まえ、公募によらない選定を行い、選定審査の結果、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間、引き続き雲柱社を指定管理者に指定しているところでございます。

今回御審議いただく指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

次に、建物の概要でございます。公立のけやき保育園と一体の建物で、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積は1,078.48m²でございます。

指定管理者が行う業務の範囲につきましては、児童福祉法に規定する児童発達支援事業、同法に規定する放課後等デイサービス事業、保育施設等の職員研修や巡回相談等の地域支援事業、外来訓練、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく相談支援事業、親子通園事業などが主なもので、それらに付随する事業の利用承認や利用者の意見集約、会議等への参加、施設の維持管理業務等となっております。

続いて、法人の概要でございます。法人の名称は、社会福祉法人雲柱社、所在地は東京都世田谷区上北沢3丁目8番19号でございます。

設立は昭和28年7月29日、基本財産39億894万7,577円、資産の総額92億1,219万8,580円。

設立目的は、「キリスト精神に基づいて、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じた自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、定款に掲げる社会福祉事業を行う」となってございます。

同法人が実施する主な事業といたしましては、障がい児・障がい者支援、児童館事業、保育事業、こども家庭センター事業等で、小金井市内における実績といたしましては、福祉共同作業所、あかね学童保育所、みどり学童保育所、さわらび学童保育所、こども家庭センター事業の親子あそびひろば、ファミリー・サポート・センターの運営を受託しております。

最後に、公募によらない理由についてでございます。社会福祉法人雲柱社は、障がい児支援、子育て支援における幅広い実績を持っており、きらりの管理運営に関しては運営委託の期間も含め開設以来12年の実績があり、指定管理におきましても2期10年にわたり適正に管理運営した実績がございます。

公募により選出した利用者の保護者、市内関係団体代表、学識経験者、関係行政機関の職員で構成する運営協議会の評価も高く、毎年実施している第三者評価における評価者の評価、利用者アンケートの結果はともに良好でございます。

また、令和6年4月に施行された改正児童福祉法により、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことが明確化されたところであります、これまでの運営において関係機関との連携事業により構築してきた地域との関係は非常に重要なものと考えてございます。

のことから、小金井市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条及び同条例施行規則第6条第3項の規定により、公募によらない選定としたところでございます。

担当課からの説明は以上です。

◎委員 ありがとうございました。

続いて、団体から補足説明等がありましたらお願いいいたします。

◎社会福祉法人雲柱社 それでは、私から説明をさせていただきます。お手元の資料のうち、

事業計画と札のついたページを御覧ください。こちらの事業計画書を基に御説明させていただきます。

基本方針等についてです。法人の事業基本理念と小金井市の基本理念に基づき、以下のような点に重きを置いて取り組みたいと思います。

当法人は、ただいま御紹介いただきましたが、小金井市において児童発達支援センター、生活介護等、乳幼児期から学齢期、成人期にわたる障害福祉サービスを展開しております。障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができる社会の実現を目指しております。

障害福祉サービスのほかにも、市内では保育所を運営しているほか、学童保育所やこども家庭センターの親子あそびひろば、ファミリー・サポート・センターの運営にも携わらせていただいております。

小金井市内の地域における支援の充実を図るとともに、市外を含めた法人内の事業所間が連携し、人的、物理的、時間的、経済的に効率化された運営を図っております。

きらりの運営につきましては、①初めて受ける相談から療育まで、発達に関する地域の専門機関として寄与すること、②保健センター、こども家庭センター、保育所や学校等、地域の関係機関との連携を重視すること、③支援の過程では、保護者支援、家族支援を大切にすること、以上を大切な視点として運営していきたいと考えております。

2ページ目に移ります。事業等の実施計画です。

(1)の利用者支援についてです。心理士による全体的な発達相談とともに、必要に応じて言語聴覚士、作業療法士、理学療法士などの専門職による相談を実施し、適切な見立てのもと、更なる相談や療育につなげます。

実施する事業は、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援と特定相談支援、専門相談等の相談支援、親子通園事業、外来訓練事業、巡回相談事業、保育施設等の職員の皆様向けの研修、発達についての知識啓発に関する事業です。こちらは、市民向け講演会等を実施します。

続きまして、(2)の保護者支援です。初めての利用でも不安なく必要な支援につながるよう、保護者の立場に立った相談を行います。保護者とのやり取りでは、事業によりサービス提供記録等を活用し、必要に応じて面談を設定する、窓口に受付相談担当を配置する等、保護者の不安・心配に迅速に対応する体制を整えます。

(3)の相談、療育の提供における配慮点としましては、誰でも相談しやすい場であるよう配慮し、利用者の立場に立った電話や窓口対応を心がけます。療育では、個々のニーズに合った支援計画を作成し、支援の様子をまとめ、保護者様と共有、支援の様子を家庭や地域生活の中でも生かせるよう努めるなど、職員全体で取り組んでまいります。

(4)の地域・関係機関等の連携に向けた取組としましては、巡回相談や研修、講演会のほか、必要に応じて保護者の同意のもと、子どもの所属先や関係機関と情報を共有し、連携します。

(5)で人員体制についての基本的な考え方を記しております。相談前の不安を感じている保護者に対して、電話受付から初回相談までの期間が長くならないよう、相談体制の確保に努めます。定期的にきらりへ通う療育につきましては、乳幼児から小学生までの支援を行います。それぞれの療育に加え、必要な場合に専門相談が受けられるような体制を整えます。

各事業の専門的な支援を実施するために、様々な職種の職員を配置しますが、具体的な職員配置は7ページにございますので、後ほど御参照ください。

(6)の支援の実績報告につきましては、事業の進捗状況・実績につきまして、きらりの運営協議会に提出いたします。

続きまして、3番目の施設の維持・管理についてです。

日々の職員による清掃や環境整備はもとより、空調設備等、大型の設備・備品に関しましては専門業者による保守点検を実施します。

建築後12年が経過し、修繕や機器・備品の更新を必要とする箇所が増加することを想定しております。

ごみ減量と地球温暖化の取組につきましては、ごみの分別を徹底し、資源として利用できるものは再生化する等、職員に周知徹底を図ります。

また、常に光熱水費の削減を心がけ、職員一人一人の意識を高めます。

その他の項目についてです。

(1)の個人情報の保護及び情報公開につきましては、当法人として、就業規則の中で子どもや保護者等に関するプライバシー及び個人情報の保護のために、その取扱いに十分注意するよう職員に周知徹底を図っております。

また、職員採用時において、守秘義務と個人情報保護に関する誓約書を取り、職員倫理の最も重要な柱として位置づけております。

情報公開については、法人の情報公開開示規程に基づき、プライバシーに関わることは必ず同意を得てから開示することとしております。

(2)の要望・苦情対応についてです。当法人の福祉サービスに対する苦情対応の仕組みに基づき、第三者委員を配置、定期的に委員会を開催し、意見交換を行っております。

事業所では、苦情受付担当者、苦情解決責任者を置き、職員管理者にいつでも直接伝えられるような関係を築くよう努力します。また、各種アンケートにより、利用者の要望や意見、苦情をより的確に把握し、利用者の立場に立った丁寧な説明と迅速な対応を心がけます。さらに、評価機関による客観的な評価を受けることにより、サービスの質を向上させるため、第三者評価を受審いたします。

(3)人権擁護・虐待対応です。法人による虐待防止対応規程に基づき対応します。職員自らが人権擁護の意識を明確に持ち、適切な支援を行い、職員による虐待を防止するための取組を行います。また、虐待を早期に発見し、迅速に対応するため、こども家庭センター等との連携を密にし、特に複数の課題や短期間では解決できない課題を抱える家庭に対しどう対応していく

のか、他機関との連携を重視した支援を行います。

(4)防災・危機管理についてです。消防計画等に基づき、子どもや保護者等の安心と安全を守る防災対策と、不審者や緊急時の迅速な対応に努めます。内容につきましては、計画書を御参照ください。

(5)衛生・健康管理・安全管理、(6)感染症・食中毒・熱中症への対応につきましても、計画書を御参照ください。

特に、健康面での配慮の必要な子どもに関しては、家庭と密に連携し、必要な情報を十分に共有した上で準備を行い、支援や対応に当たるようにいたします。

また、近年の気温の上昇に伴い、熱中症のリスクが高まっていることから、子ども、保護者、職員ともに体調の変化に十分留意し、戸外活動等の内容に配慮いたします。

(7)職員の採用・育成・研修についてです。当法人の倫理綱領及び倫理規程に基づき、職員が福祉に携わる者としての自覚を持ち、その専門性と倫理性を高めていくよう研修に努めてまいります。全国的な働き手不足の影響はとても大きく、採用活動は困難を極めておりますが、きらりの多岐にわたる事業が適切に運営できるよう、人材の確保に努めてまいります。

(8)今後のきらりについてです。平成25年10月の開所から13年目を迎え、発達に関する地域の専門機関として様々な事業に取り組んでまいりました。保健センターなども家庭センター、地域の保育所、幼稚園、認定こども園、医療機関等からきらりのことを聞いたと相談の申込みをする方が多くなってきています。きらりの役割を地域の関係機関に御理解いただき、必要な方を相談につないでいただけていると実感しております。

開設当初は、小金井市内の障害児通所支援の事業所はきらりを含め数か所でしたが、その後、市内だけで十数か所、近隣市を含めると多数の事業所が開設されました。地域の発達支援の場は確実に増えているものの、きらりへの相談、療育ニーズは減ることなく、むしろ幅広く増加していると感じています。これらは、発達に関して気づきの段階から相談するという意識が地域全体で高まってきたため、またこれまでなかなか表面化しなかった支援ニーズが掘り起こされたためとも考えられます。

これらのニーズに応えていくためには、今後更なる関係機関との連携が不可欠と感じています。特に、子どもに関わる市の各分野、保健、保育、教育、福祉等と支援ニーズを共有し、それぞれの役割を整理することが必要と考えています。その中で、きらりの役割も整理し、地域の仕組みの中で支援に取り組むことで更に発達支援の専門性を高め、貢献していきたいと考えております。

また、成人期への移行について、実際の支援の中できらりとして知識・経験を積み上げ、今後に生かしていきたいと考えています。

続きまして、7ページを御覧ください。職員配置の予定です。おおむね現在の人員と同様ですが、非常勤職員の配置も多いため、勤務日数等の変更により実際の人数は変動することがございます。

最後に、収支計画です。令和8年度から令和12年度までの収支計画を8ページから12ページに記載しております。直近の給付費の収入実績、物価や人件費の上昇等を考慮して作成しております。

当法人からの説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

◎委員 ありがとうございました。

それでは、これから施設の概要、事業計画書等につきまして、各委員から質疑を受けていきたいと思います。

その前に、私のほうから総合的に3点質問をさせていただきます。

1点目ですが、申請に当たりまして、役員の中に、市長、副市長、教育長、議員等本人または配偶者及び2親等以内の親族がいない旨の誓約書を提出していただいておりますが、このことに間違いございませんか。

◎社会福祉法人雲柱社 間違いございません。

◎委員 ありがとうございます。

2点目ですが、指定管理者の指定手続等に関する条例では、指定管理者の指定は公募によるとされておりますが、公募によらない選定の規定もございます。

先ほど公募しないことの説明はされたかと思いますが、再度小金井市児童発達支援センターの指定管理者候補者の選定に当たり、公募によらない選定にした理由についての説明を担当課から簡潔にお願いします。

◎森谷自立生活支援課障害福祉係長 公募によらない選定とした理由でございますが、本市の条例及び条例施行規則により、公募によらない選定ができる場合について先ほど御説明したとおりでございます。

雲柱社による当該施設のこれまでの管理実績や、それに対する第三者評価及び利用者の声等から、さらにはこれまでに構築した地域との関連性があることから、条例施行規則第6条第3項に該当すると判断したものでございます。

◎委員 ありがとうございます。

3点目ですが、重大な事故または不祥事に関する報告書を御提出いただきました。1件が報告されておりますが、これらの内容についても間違いはございませんか。

◎社会福祉法人雲柱社 はい。間違いございません。

◎委員 事案の詳細につきましては、団体のホームページに掲載されておりましたので閲覧させていただきました。重大な事故または不祥事に関する報告書に記載されているとおり再発防止策を実施し、改善したという認識でよろしいでしょうか。

◎社会福祉法人雲柱社 はい。そのように考えております。

◎委員 それでは、各委員からの質疑を行います。

◎委員 利用者アンケートについてですけれども、大変満足であるなど、段階に応じていろいろな御意見があるかと思います。これについて、見解の相違などもあるうかと思うのですけれ

ども、やや不満であるといった御意見のところで、何か具体的な体制の改善や対策につながったことがあれば教えてください。

◎社会福祉法人雲柱社 お尋ねいただいたのが、外来訓練事業、親子通園事業に関するアンケートへの回答かと思うのですけれども、アンケートに回答していただいている方が、特に満足、おおむね満足度という項目だけではなく、自由記述へ書いていただいた点に関して、具体的に書いてくださっておりますので、参考にさせていただいています。

その中で、療育の目的が少し捉えにくかったという御意見が1例だけでなくあると感じております。専門職としてはできるだけ分かりやすい用語で保護者の方に説明しているつもりではあるのですけれども、なかなか幼児期の訓練というのが、遊んでいるだけに見えてしまうというものがとても多く、難しい用語というよりは、これがどのような意味があるのかということを伝わっていないと感じるような回答が何件かありました。

今回出させていただいたものだけではなく、過去にもやはりございましたので、専門職のほうには、説明をすることで保護者の方がどのように御理解されたのかというところまでしっかりとやり取りをするようにというところを、訓練をしてお子さんが笑顔で帰るだけでできたような気持ちになってしまふこともあるのですけれども、保護者の方への説明をより具体的にどのようなことが生活につながっていくのかということを説明するようにと指示しております。

その点に関しまして、直接感想や改善したというようなお声を聞く機会が年度の途中にはないのですが、このようなアンケートを続けまして、その声を反映させていきたいと考えております。

◎委員 保護者の方から見たら遊んでいると見えてしまうという誤解みたいな形ということですね。いい声はなかなか上がりづらいかと思います。ありがとうございます。

◎委員 法人全体のことですが、決算報告のところで、法人単位資金収支計算書が当たり前ですけど、予算と決算と差異があって、備考欄もしっかりと記載があるので、その点は良いと思いました。法人単位貸借対照表を見ますと、大きな動きとしては、保育所繰越積立資産と施設整備費積立資産を取り崩して、増えた分は、建設仮勘定があるので、何かほかの施設を造っているのですか。

◎社会福祉法人雲柱社 はい。小金井市にございます賀川学園といって、私どもの障がい児の最初の事業になりますけれども、その建て替えと、近くにある愛の園保育園の建て替えてという、3年がかりの工事になっていますけれども、それでそのような数字の動きがあります。

◎委員 施設の建て替えがあるのでけれども、積立資産の取崩しで対応ができるおり、設備資金借入金は、むしろ前年度が固定負債だけを見ると資金調達という意味では自己資本でできていると理解していいですか。

◎社会福祉法人雲柱社 そうですね。補助金事業となりますので、事業の中で賄いながらやっているという形です。

◎委員 法人単位事業活動計算書を見ますと、サービス活動収益の部分で保育事業収益と障害

福祉サービス事業も伸びているということで、こちらの法人が得意ではないかと想像される保育、障がい関係のところが伸びているという理解でよろしいのでしょうか。

◎社会福祉法人雲柱社 障がいに関しては、報酬改定等もありましたので、それで単価が変わっているものもあります。保育所に関しても、公定価格と処遇改善の単価に変更が入った形で増え、その分、人件費で支出するというような形になっております。

◎委員 ありがとうございます。こちらに資料があるか分からぬのですけれども、離職率は低くなっているのでしょうか。

◎社会福祉法人雲柱社 離職率は資料にはないですが、ホームページ上には載せてあるかと思います。一般的な平均よりも少ない形になっているのですけれども、申し訳ございませんが具体的な率は思い出せないです。

◎委員 ほかのところよりは低いということですか。

◎社会福祉法人雲柱社 きらりで申し上げると、正規職員の中で退職する職員は毎年1割もない、もしくはいないような状態ではあります。

また、法人全体で様々な事業を行っているというところもあり、もし職員の意向で、例えば保育や支援センターなど、他分野のほうでもまた活躍していただくことがあります。それほど異動が多くはないのですが、退職に至らないように人材を大事に育てていきたいと思い、異動ということも最近は増えております。

◎委員 ありがとうございます。離職率がほかより低いというのは、違ったキャリアパスが描けるということが法人としてあるという理解でよろしいでしょうか。

◎社会福祉法人雲柱社 はい。話合いの中の一つの項目には上がってまいります。

◎委員 分かりました。ありがとうございます。

◎委員 人員の関係で、人材の確保は大変ではないかと思います。専門職ですので、その辺り、人材を確保するために学校との連携など、そういった方策も取られているのでしょうか。

◎社会福祉法人雲柱社 東京学芸大学が、きらり設立のときにも力を貸していただいたと聞いております。私たちも身近な存在として、やはり発達全体や心理の専門職育成も行っておりますので、学校と実習でつながることや、保育・社会福祉系はできるだけ実習生を受け入れるようにしまして、学校との関係をよくしながら、学生にも興味を持っていただく機会をつくるようにはしております。

専門職は、今の時代、普通に公募しても集まらないというところがあります。いわゆる口コミというのも含めて、いろいろな人に声をかけて地道に確保するというのを工夫して行っております。

◎委員 小金井市は大学の施設が多く、恵まれているというところですか。

◎社会福祉法人雲柱社 はい。ボランティアを含め、できるだけ施設に出入りをしていただくようにはしております。

◎委員 業務委託の関係で、市内事業者が優先されているように感じますが、そのような配慮

をされているということですか。

◎社会福祉法人雲柱社 そうですね。もちろん市内の皆様と一緒に仕事をしていきたいというのもございます。実際市内であることでメリットも大きいといいますか、特に設備関係等はすぐに来てくださるということで、安心してお任せできるかと思います。価格の面がどうしても出てきてしまうのですが、それは法人とも話し合いながら、しかるべき理由があれば市内の事業者にお願いするというところを話し合って決めております。

◎委員 ありがとうございます。

ほかにありますか。

◎委員 事業報告のところで、施設の事業実績などを記載していただいているのですけれども、利用状況で、例えば児童発達支援であれば、利用定員21名のところ、現員21名。放課後等デイサービスも、利用定員が10名のところ、現員50人というのは、週1利用するという前提で50人ということですか。これを見ると、稼働率という言い方が適正かどうかは分からぬですけど、利用状況というのは高稼働で事業が回っているような形でしょうか。

◎社会福祉法人雲柱社 定員より多くの方に御希望いただくような状況です。運営という観点で申し上げますと大変効率がよいという考えにはなるのですけれども、私どもの事業としては、相談機関であるという性質がございますので、稼働率がいいということは運営上大変助かるのですが、お待たせしなくてはいけないといったところや、他の事業所に御案内するという方がいらっしゃるというところでは非常にジレンマがあります。実際は御希望される方は大変多くいらっしゃると思います。

最近はどうしてもお休みをされるという方も増えています。事業所数が増えた分いろいろなところに通えるというのもあるので、少しお休みが多くなってくるかと思います。そうなると今度は収入のほうに影響があるかと思うのですが、今のところは何とかなる範囲で推移しているというところです。

◎委員 まだまだニーズが高い状態ということですね。

◎社会福祉法人雲柱社 そのように考えております。

◎委員 順番待ちをされている方もいらっしゃるのですか。

◎社会福祉法人雲柱社 はい。実際は、発達支援ですので、順番をそのまま待っていればいいという話ではなく、ほかにこういう選択肢があるというところを御説明し、あと実際生活されていると、その生活の中で相談先を見つけられている方が多いので、待機されているとなつてもお声がけしたときにはお断りになるというケースも多くございます。専門相談という制度もありますので、そちらが中心ではあるので、必ず待機になった方もお話ししていくようにはしております。

◎委員 ありがとうございます。

◎委員 細かい話ですけれども、令和4年度の法人単位事業活動計算書で、徴収不能引当金繰入というのが、前年度はなかったのですけど、当年度では30,842円というのは、何かあ

ったのですか。

◎社会福祉法人雲柱社 保育園など自動引き落としをお願いしておりますが、延長保育料が、口座に入金がなかったということで、請求はしているのですけれども、そのまま年度末を迎える結果がなったということです。

◎委員 そのままになってしまったということですか。

◎社会福祉法人雲柱社 中には引っ越しをされてしまうというような方もいらっしゃる、結局取れなかつたという形で決算を迎えたということです。

◎委員 分かりました。

もう一つ、本質的な審査の関係ではなくて申し訳ないのですが、法人単位貸借対照表で、会計処理の話になってしまいますが、リース処理として利子込法で処理しています。こちらの経理規程の第49条を見ると、原則として、利息を抜いて利息法として配分するということが第49条第1項に書いてあります。第2項のほうで重要性が低い場合、配分方法は利子込法または定額法によると書いてあります。原則どおりにはやっていないと思ったのですが、これは会計士がいると思うのですが、特に指導はなかつたと捉えてよろしいのでしょうか。

◎社会福祉法人雲柱社 そうですね。そこは会計監査人からは聞いていないと思います。

◎委員 例外の方法でやられているということで、規程としてはこれでも許容はされるのではなくても、会計士に言えばできるとは思います。

◎社会福祉法人雲柱社 会計士に伝えます。

◎委員 よろしいですか。

それでは、以上で小金井市児童発達支援センターに係る関係者からの説明、質疑を終了いたします。

ここで団体の方は御退席いただきます。本日はありがとうございました。

◎社会福祉法人雲柱社 ありがとうございました。

(団体 退席)

◎委員 なお、担当部局につきましては、まだ審査に当たりまして質疑があるかもしれませんので、お残りください。

それでは、これから、小金井市児童発達支援センターの指定管理者候補者として社会福祉法人雲柱社を選定することについて、当委員会として審議を行っていきたいと思います。何でも結構ですので、御意見等がございましたら発言をお願いいたします。

なお、当委員会のまとめ方としては、社会福祉法人雲柱社が指定管理者候補者として適切であるかどうかを審議し、委員会として何か意見があればその意見を付して市長に答申することになりますので、よろしくお願ひいたします。

御意見がなければ、休憩に入りたいと思います。

(休 憇)

◎委員 再開します。それでは、小金井市児童発達支援センターの指定管理者候補者の選定につきまして、当委員会としては意見をつけて指定管理者候補者として選定するということでまとめておきたいと思いますが、意見につきましては事務局でまとめてくださいましたので、御説明をお願いします。

◎廣田企画政策課長 御協議いただきました件につきまして、文案を報告させていただきます。

利用者満足度が高く、利用者ニーズを十分把握しながら、きめ細かいサービスを提供していくことが評価できる。引き続き、安定的な運営に努めていただきたい。以上1点でございます。

◎委員 ただいまの事務局から説明の文案のとおり、意見を付して社会福祉法人雲柱社を指定管理者候補者として選定するということでまとめておきたいと思いますが、異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎委員 御異議なしと認めます。したがって、本件につきましては、ただいま申し上げましたとおり答申することと決定いたしました。どうもありがとうございました。

次に、次第4のその他でございますが、何かございますか。

◎廣田企画政策課長 本日の会議で、今年度予定している全ての案件は終了した形となります。来年度につきましては、東小金井事業創造センターの1件を予定しております。まだ確定ではございませんが、7月以降の委員会開催の見込みとなっております。そのため、今期の委員任期が令和8年6月30日までとなり、本日が任期最後の会議となるかと思います。委員の皆様におかれまして、大変お忙しい中多くの案件について御審議いただきまして誠にありがとうございました。

◎委員 以上で本日の議事は全て終了しました。これをもって閉会とします。皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

(午後8時23分閉会)